

名古屋市審議会の開催状況及び委員の選任状況等

(平成30年4月1日現在)

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況										委員の選任状況		委員の公募制導入状況等	
			29年度の開催回数※3 <回>	定数※4 <人>	委嘱されている委員数 <人>	任期の終了時において引き続き10年を超える委員数※5 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数 ※7<人>	5審議会以上兼職する委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数 <人>	市議員の委員数 <人>	うち、指針に定める選任基準※6に抵触する委員数 <人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有無	詳細 (公募制を導入していない場合は、その理由※11 公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数)		
防災危機管理局	防災会議	法律	1	70	56	4	0	3	0	2	0	22.2	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。		
	国民保護協議会	法律	0	35	22	5	0	2	0	1	0	33.3	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。		
	防災危機管理局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。		
総務局	特別報酬等審議会	条例	1	10	10	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。		
	行政不服審査会	法律	12	6	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。		
	職員倫理審査会	条例	4	6	6	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。		
	職員傷病審議会	条例	22	9	9	0	0	0	0	0	0	11.1	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。		
	公務災害補償等審査会	条例	0	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	高度な識見を必要とする。		
	公立大学法人評価委員会	法律	10	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。		
	男女平等参画苦情処理委員	条例	0	3	3	0	0	0	0	0	0	66.7	未導入	紛争処理、苦情処理を目的とする。		
	男女平等参画審議会	条例	3	20	15	0	0	0	0	0	0	60.0	導入	3人		
	総務局指定管理者選定委員会	条例	5	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。		
財政局	入札監視等委員会	条例	5	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	苦情処理を目的としており、かつ高度な識見を必要とする。		
市民経済局	空家等対策審議会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な見識を必要とする。		
	町名、町界審議会	条例	1	15	10	0	0	0	0	0	0	28.6	未導入	高度な識見を必要とする。		
	指定特定非営利活動法人審査会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。		
	大規模小売店舗立地審議会	条例	3	12	11	0	0	0	0	0	0	45.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。		
	消費生活審議会	条例	2	20	20	1	0	1	0	2	0	41.2	導入	2人		
	中央卸売市場運営協議会	条例	0	15	12	1	1	0	0	0	0	45.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。		
	市場取引委員会	条例	0	25	24	4	4	0	0	0	0	26.1	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。		
	情報公開審査会	条例	20	7	6	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。		
	個人情報保護審議会	条例	12	7	7	0	0	0	0	0	0	28.6	未導入	不服申立、審査請求等に対する調査・審査等を行う。		
	交通安全対策会議	条例	1	40	9	0	0	0	0	7	0	0.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。		
	市民経済局指定管理者選定委員会	条例	6	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。		
	観光文化交流局	伝統的建造物群保存地区保存審議会	条例	2	15	10	0	0	0	0	0	0	30.0	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。	
国際展示場新第1展示館整備事業者選定審議会		条例	3	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	高度な識見を必要とする。		
観光文化交流局指定管理者選定委員会		条例	9	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。		
環境局	環境審議会	条例	5	25	21	1	0	2	0	0	0	16.7	未導入	高度な識見を必要とする。		
	千種区地域環境審議会	条例	2	20	18	1	0	0	0	0	0	50.0	導入	応募なし		
	東区地域環境審議会	条例	2	17	15	3	0	0	0	0	0	46.7	導入	応募なし		
	北区地域環境審議会	条例	2	20	18	3	0	1	0	0	0	55.6	導入	応募なし		
	西区地域環境審議会	条例	2	20	17	2	0	0	0	0	0	64.7	導入	委嘱者なし		
	中村区地域環境審議会	条例	2	20	19	3	0	0	0	0	0	31.6	導入	1人		
	中区地域環境審議会	条例	2	18	14	4	0	0	0	0	0	42.9	導入	応募なし		
	昭和区地域環境審議会	条例	2	19	18	0	0	0	0	0	0	38.9	導入	1人		

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況									委員の公募制導入状況等		
			開催状況 29年度の 開催回数※3 <回>	定数※4 <人>	委嘱されている 委員数 <人>	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 ※7<人>	5審議会以上 兼職する委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 <人>	市議員の委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※8に 抵触する委員数 <人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有無	詳細 (公募制を導入していない場合は、その理由※11 (公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数)
環境局	瑞穂区地域環境審議会	条例	2	18	17	4	0	0	0	0	0	52.9	導入	1人
	熱田区地域環境審議会	条例	2	17	17	1	0	0	0	0	0	29.4	導入	1人
	中川区地域環境審議会	条例	3	22	18	1	0	0	0	0	0	44.4	導入	1人
	港区地域環境審議会	条例	3	20	17	0	0	0	0	0	0	29.4	導入	応募なし
	南区地域環境審議会	条例	2	20	17	1	0	0	0	0	0	35.3	導入	応募なし
	守山区地域環境審議会	条例	2	21	18	5	0	0	0	0	0	38.9	導入	応募なし
	緑区地域環境審議会	条例	2	23	22	5	0	0	0	0	0	27.3	導入	1人
	名東区地域環境審議会	条例	2	20	18	1	0	0	0	0	0	61.1	導入	応募なし
	太白区地域環境審議会	条例	2	20	19	4	0	0	0	0	0	26.3	導入	1人
	環境影響評価審査会	条例	7	20	20	2	0	0	0	0	0	45.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	公害健康被害認定審査会	法律	24	15	15	1	0	0	0	0	0	20.0	未導入	法令等により委員の資格が制限され、かつ不服申立等に対する調査・審査及び市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
住居の不良堆積物対策審議会	条例	—	5	5	0	0	0	0	0	0	20.0	未導入	高度な識見を必要とする。	
健康福祉局	社会福祉審議会	法律	11	50	31	6	0	3	0	0	0	28.6	未導入	法令等により委員の資格を制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	高齢者施策推進協議会	条例	2	25	25	0	0	3	0	0	0	32.0	導入	5人
	民生委員推薦会	法律	3	14	12	0	0	1	0	1	0	55.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会	条例	4	19	18	0	0	1	0	0	0	38.9	未導入	高度な識見を必要とする。
	介護認定審査会	法律	2,589	636	317	148	0	0	0	0	0	35.3 ^{※10} _①	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	福祉有償運送運営協議会	条例	3	19	17	0	0	1	0	1	0	18.8	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害者施策推進協議会	法律	14	20	20	2	0	1	0	1	0	21.1	未導入	高度な識見を必要とする。
	精神保健福祉審議会	条例	1	20	20	2	0	2	0	0	0	52.6	未導入	高度な識見を必要とする。
	精神医療審査会	法律	32	20	20	0	0	0	0	0	0	30.0	未導入	法令等により委員の資格を制限されている。
	障害者スポーツセンター運営審議会	条例	2	25	22	1	0	1	0	1	0	14.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	透析療法審査委員会	条例	12	6	6	0	0	0	0	0	0	0.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害支援区分認定等審査会	法律	258	290	80	28	0	0	0	0	0	31.4 ^{※10} _①	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	国民健康保険運営協議会	法律	3	21	21	1	0	2	0	0	0	42.1	未導入	高度な識見を必要とする。
	保健所運営協議会	条例	—	30	0	0	0	0	0	0	0	—	導入	現在は委員なし。平成30年6月から導入。
	感染症予防協議会	条例	1	30	22	9	0	0	0	0	0	18.2	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	感染症診査協議会	法律	98	35	30	12	0	0	0	1	0	17.2	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	予防接種健康被害調査委員会	条例	1	8	8	0	0	1	0	0	0	12.5	未導入	法令等により委員の資格が制限されている。
	衛生研究所等疫学論理審査委員会	条例	1	5	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	指定難病審査会	法律	—	20	8	0	0	0	0	1	1	28.6	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	食の安全・安心推進会議	条例	2	20	0	0	0	0	0	0	0	—	導入	現在は委員なし
健康福祉局指定管理者選定委員会	条例	6	40	11	0	0	0	0	0	0	63.6	未導入	高度な識見を必要とする。	
子ども青少年局	なごや子ども・子育て支援協議会	条例	6	35	33	0	0	0	0	0	0	51.5	導入	2人
	子育て支援企業認定審査会	条例	6	8	8	0	0	0	0	0	0	37.5	導入	2人

所管局	審議会名称※1	区分※2	開催状況 29年度の 開催回数※3 <回>	委員の選任状況									委員の公募制導入状況等	
				定数※4 <人>	委嘱されている 委員数 <人>	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 ※7<人>	5審議会以上 兼職する委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 <人>	市議員の委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※8に 抵触する委員数 <人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有無	詳細 (公募制を導入していない場合は、その理由※11 (公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数)
子ども青少年局	障害児早期療育指導委員会	条例	2	20	18	0	0	0	0	2	0	43.8	未導入	高度な識見を必要とする。
	発達障害者支援体制整備検討委員会	条例	2	20	14	0	0	0	0	2	0	58.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	中央療育センター等倫理審査委員会	条例	1	6	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	児童虐待事例検証委員会	条例	0	10	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
	障害児保育指導委員会	条例	6	15	9	0	0	0	0	1	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。
子ども青少年局指定管理者選定委員会	条例	3	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
住宅都市局	都市計画審議会	法律	3	20	19	0	0	1	0	0	0	38.5	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	広告・景観審議会	条例	3	20	12	0	0	1	0	0	0	54.5	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行う。
	交通問題調査会	条例	0	30	0	0	0	0	0	0	0	—	導入	現在は委員なし
	建築紛争調停委員会	条例	3	10	10	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	紛争処理、恣情処理を目的とする。
	建築審査会	法律	6	7	7	0	0	1	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	開発審査会	法律	3	7	7	0	0	1	0	0	0	50.0	未導入	不服申立、調査請求等に対する調査・審査等を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	土地利用審査会	法律	0	7	7	0	0	0	0	0	0	57.1	未導入	市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	筒井土地区画整理審議会	法律	2	10	10	5	0	1	0	0	0	0.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	葵土地区画整理審議会	法律	0	10	10	4	—	1	0	0	0	0.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大曽根北土地区画整理審議会	法律	1	10	10	5	2	1	0	0	0	100.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	大高駅前土地区画整理審議会	法律	0	10	10	4	—	1	0	0	0	0.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	ささしまライブ24土地区画整理審議会	法律	1	10	10	5	0	1	0	0	0	100.0 ^{※10} ₂	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
	鳴海駅前市街地再開発審査会	法律	0	13	13	0	0	0	0	0	0	57.1	未導入	法令等で委員の資格が制限され、市民の権利を制限する内容等に関する事項の審議を行い、かつ高度な識見を必要とする。
住宅都市局指定管理者選定委員会	条例	3	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。	
緑政土木局	放置自動車廃物判定委員会	条例	1	10	8	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	法令等により委員の資格が制限されており、かつ高度な識見を必要とする。
	自転車等駐車対策協議会	条例	0	25	23	0	0	0	0	1	0	35.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	緑の審議会	条例	2	20	13	0	0	0	0	0	0	38.5	導入	委嘱者なし
	緑政土木局指定管理者選定委員会	条例	13	40	4	0	0	0	0	0	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。
病院局	病院局指定管理者選定委員会	条例	0	40	0	0	0	0	0	0	0	—	未導入	高度な識見を必要とする。
教育委員会	いじめ対策検討会議	条例	3	10	6	0	0	0	0	0	0	33.3	未導入	高度な識見を必要とする。
	社会教育委員	条例	5	10	10	1	0	0	0	1	0	40.0	導入	1人
	スポーツ推進審議会	条例	4	15	13	0	0	0	0	0	0	50.0	導入	1人
	文化財調査委員会	条例	2	20	16	8	0	0	0	0	0	50.0	未導入	高度な識見を必要とする。
	図書館協議会	条例	4	10	10	0	0	0	0	1	0	50.0	導入	1人
博物館協議会	条例	2	20	13	1	0	0	0	1	0	46.2	導入	委嘱者なし	

所管局	審議会名称※1	区分※2	委員の選任状況										委員の公募制導入状況等	
			開催状況 29年度の 開催回数※3 <回>	定数※4 <人>	委嘱されている 委員数 <人>	任期の終了時 において引き続き 10年を超える 委員数※5 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 ※7<人>	5審議会以上 兼職する委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※6に 抵触する委員数 <人>	市職員の委員数 <人>	うち、指針に定め る選任基準※8に 抵触する委員数 <人>	女性登用率※9 <%>	公募制導入の有無	詳細 (公募制を導入していない場合は、その理由※11 (公募制を導入している場合は、委嘱されている公募委員数)
教育委員会	美術館協議会	条例	2	15	14	0	0	0	0	1	0	42.9	導入	1人
	科学館協議会	条例	2	15	13	0	0	0	0	1	0	46.2	導入	1人
	教育委員会事務局指定管理者選定委員会	条例	13	40	5	0	0	0	0	0	0	40.0	未導入	高度な識見を必要とする。

※1 実質的に休止している、有松区画整理審議会、有松駅前市街地再開発審査会、小幡駅前市街地再開発審査会（住宅都市局所管）及び産業教育審議会（教育委員会所管）は除く。

※2 審議会の設置根拠となる法令の区分

※3 平成30年4月1日に設置された審議会については「一」と記載。なお、総務局指定管理者選定委員会の開催回数は、教育委員会事務局指定管理者選定委員会に諮問した回数。

※4 法律又は条例等に規定されている委員の定数又は上限数

※5 指針の施行日（平成27年4月1日）前に委員選任協議を行う必要があった場合は、委員選任時に指針が適用されないため、平成30年4月1日時点において10年を超えて委嘱されている委員数を記載

※6 法令等により委員の資格が制限されている場合等に該当し、他の者に代え難い特別の事情がある場合（名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第5条第2項）

※7 指針の施行日（平成27年4月1日）前に委員選任協議を行う必要があった場合は、委員選任時に指針が適用されないため「一」と表記する。

※8 市職員が当該審議会の不可欠の構成要素である場合。（指針第5条第4項）

※9 委嘱されている委員が0人である場合は「一」と記載

名古屋市職員、名古屋市会議員及び法人を除いて算出

※10 ①予備委員を含む登用率

②法律に基づき、公道によって選任される委員を除く。（例：土地区画整理法に基づき設置される審議会）

※11 法令等により委員の資格が制限されている場合等には、基準の適用をしないもの（指針第5条第5項）

名古屋市審議会の開催状況（平成30年4月1日時点で集約又は廃止している審議会）

所管局	審議会名称	区分	開催状況	備考
			29年度の開催回数 <回>	
健康福祉局	千種保健所運営協議会	条例	1	保健所運営協議会に集約
	東保健所運営協議会	条例	1	
	北保健所運営協議会	条例	1	
	西保健所運営協議会	条例	1	
	中村保健所運営協議会	条例	1	
	中保健所運営協議会	条例	1	
	昭和保健所運営協議会	条例	1	
	瑞穂保健所運営協議会	条例	1	
	熱田保健所運営協議会	条例	1	
	中川保健所運営協議会	条例	1	
	港保健所運営協議会	条例	1	
	南保健所運営協議会	条例	1	
	守山保健所運営協議会	条例	1	
	緑保健所運営協議会	条例	1	
	名東保健所運営協議会	条例	1	
天白保健所運営協議会	条例	1		
住宅都市局	久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会	条例	2	廃止

※ 審議会の設置根拠となる法令の区分